

令和8年度佐倉市飯野台観光振興施設機械警備業務委託 仕様書

佐倉市（以下「発注者」という。）と、受注者とは下記により業務を遂行する。

（警備物件）

第1条 警備物件は、佐倉市飯野台観光振興施設（佐倉市飯野町27番地）における管理棟及びコミュニティルームとする。

（警備業務）

第2条 受注者は、警備業法を遵守し、別紙「佐倉市飯野台観光振興施設 警備計画書」に基づき、自動警報装置（以下「警報装置」という。）による警備を実施し、常に最良な警備業務を行うものとする。

第3条 当該業務委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（支払方法）

第4条 警備委託料の支払いは、月払いとする。

（設置機器）

第5条 受注者は、警備計画上必要と認められる設備等を次により設置する。

- （1）警報装置及びこれに付帯する一切設備については、受注者が設置し所有する。
- （2）施工工事費は、受注者が負担する。
- （3）警備物件の増改築等により、既設の警報装置の移動、変更又は、追加等の必要が生じた場合は、発注者は、受注者に対し事前に通知するものとし、これに要する費用は両者協議して定めるものとする。

（警報装置の保守）

第6条 受注者は、警報装置を常に正常円滑に運用できるよう十分に保守しなければならない。

（警報装置の取扱い）

第7条 発注者は、警報装置の取扱いについて、過誤のないよう注意するとともに、故障が生じたときは、遅滞なく受注者に通知するものとする。

2 受注者は、前項の通知を受けたときは、速やかに警報装置の点検を行い、その結果を発注者に報告する。

（警報装置の撤去）

第8条 発注者の都合による場合といえども、契約の解除等に伴い不要となった警報装置及びこれに付帯する一切の設備は、受注者が撤去し現状に復するものとし、これに要する一切の費用は受注者が負担する。

（補修費の負担）

第9条 警報装置に故障が生じた場合は、受注者が直ちに修理を行うこととし、当該補修費の負担区分は、次のとおりとする。

- （1）保守の不備のために生じた故障、事故等については、受注者が負担する。

- (2) 受注者の工事、又は、自然に起因する理由で故障が生じたときは、受注者が負担する。
- (3) 不法侵入者など犯罪行為による場合の破損等の損害については、受注者が負担する。
- (4) 発注者の故意、又は、重大な過失によって生じた故障の場合は、発注者が負担する。

(警備結果の報告)

第10条 受注者は、警備報告書を作成し、翌月の5日以内に報告するものとする。ただし、事故発生の場合は、当日発注者に報告するものとする。

(警備業務の中断停止の報告、協議)

第11条 受注者は、天災その他、受注者の責に帰しがたい理由によって、警備業務を続行することができなくなったときは、発注者に対してその事由をただちに報告し、指示を求めなければならない。

- 2 前項の受注者の報告、又は、発注者の都合により、警備業務を停止する必要がある場合、発注者は、この契約の解除、又は、一定期間の停止について、受注者と協議のうえ決定するものとする。
- 3 この場合における委託料は、委託料の月額をその月の日数で除して得た額に、その月に役務を提供した日数を乗じて得た額とする。

(損害賠償責任)

第12条 警備物件に生じた損害が、受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、受注者は発注者に対し、損害相当額の賠償の責を負うものとする。

- 2 受注者が、この契約に基づく警備を実施中に、受注者の責に帰すべき事由による第三者（発注者の職員を含む。）に与えた身体及び財産上の損害については、受注者が賠償の責を負うものとする。
- 3 前2項に関する賠償額の限度については、次のとおりとする。対人賠償1事故につき10億円、対物賠償1事故につき10億円とする。ただし、対人対物合算して1事故につき10億円を限度とする。
- 4 受注者が警備中に第三者から危害を加えられた場合でも、発注者は、損害賠償の責を負わない。

(その他)

第13条 この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、両者の協議により、これを定めるものとする。

令和8年度佐倉市飯野台観光振興施設 警備計画書

1 警備対象

- (1) 所在地 佐倉市飯野町27
- (2) 対象物 佐倉市飯野台観光振興施設（管理棟及びコミュニティールーム）

2 目的

発注者の所有または管理にかかわる上記警備対象内の財産の保護に任じ、発注者業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3 任務

- (1) 火災・侵入・盗難時の異常事態発生時の感知
- (2) 異常感知時における警備業法に基づく時間内での現場確認、不良行為に対する措置
- (3) 異常感知時における関係先への通報・連絡
- (4) 警備報告書及び事故報告書の提出

4 警備方法

自動警報装置による機械警備

5 警備基準時間

終日

6 警備実施時間

上記警備基準時間内において、警備対象が無人の状態となり、発注者からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、発注者からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を修了する。ただし、火災は24時間監視とする。

7 警備仕様

(1) 警報装置

- ①警備対象で発生した異常事態を基地局へ自動的に通報する。
- ②警備に必要な適合機器の配置及び種類・数量は、図面により示すものとする。

(2) 基地局

警報受信装置を常時監視するとともに、警備員との連絡を保持する。

(3) 警備員

基地局との連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

8 警備開始時における取扱い

(1) 発注者における取扱い

- ①発注者の最終退室者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器の正常な状態を確認する。
- ②次に最終退室者は、最終出入口の施錠及び警報装置の操作を行い、ON（作動中）の状態にする。

(2) 受注者における取扱い

基地局は、発注者の最終退室者の警報装置の操作により自動的に標示される

ON（作動中）の信号を確認し、警備を開始する。

9 警備終了時における取扱い

(1) 発注者における取扱い

発注者の最初の入室者は、入室前に警報装置の操作を行い、OFF（解除）の状態にする。

(2) 受注者における取扱い

基地局は、発注者の最初の入室者の警報装置の操作により自動的に標示されるOFF（解除）の信号を確認し、警備を修了する。

10 警備実施時間中における発注者の臨時入室

原則として入室しない。ただし、真にやむを得ない場合のみ次の要領により行う。

(1) 発注者の臨時入室者は、警報装置を確実にOFF（解除）の状態に操作した後入室し、以後発注者の責任において処理するものとする。

(2) 発注者の臨時入室中の警備は、発注者の責任において実施する。

11 異常事態発生時における受注者の処置

(1) 警報受信装置により、発注者の警備対象に異常事態が発生したことを感知したとき、受注者は、その受信時から25分以内に警備員を現場に到着させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。

(2) 警備対象に到着した警備員は、異常事態の状況を確認後、基地局へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報する。

(3) あらかじめ定められた発注者の責任者又は緊急連絡先へ連絡する。

12 事故報告

事故発生の際は、受注者は発注者の警備責任者に速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、後刻書面にて事故報告を行う。

13 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、両者相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重に取扱い保管する。

14 警報装置の保守点検

警備対象に設置された警報装置の機能については、受注者は適宜保守点検を行う。

15 緊急連絡先の指定

(1) 発注者はあらかじめ緊急連絡先を指定し、その名簿を受注者に提出する。

(2) 発注者は緊急連絡先に変更がある場合は、遅滞なくその都度変更した名簿を受注者に提出する。

16 その他

警備実施上、この警備計画書に定めのない事項については、その都度両者協議のうえ、文書にてこれを定めるものとする。

17 警備期間

警備期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和8年度佐倉市飯野台観光振興施設 警報装置設置に係る仕様書

佐倉市（以下「発注者」という。）と、受注者とは下記により業務を遂行する。

- 1 受注者は契約締結後速やかに警報装置設置計画を発注者に提出し協議する。
- 2 受注者は本業務委託のための警報装置を警備開始期日までに設置するものとする。
- 3 上記の警報装置設置のため、発注者が契約する警備業務委託に係る警報装置が使用できなくなる場合は、受注者は発注者に連絡のうえ、使用できなくなった警報装置によるものと同様以上の警備を受注者により行うものとする。